

定 額 減 税

定額減税とは??

令和6年度の税制改正に伴い、所得税および個人住民税において「定額減税」が実施されます。急速に進む物価上昇へ対応するため、国民の可処分所得の拡大を目的として日本国居住者に対して行われる1年限りの減税制度です。
本来の納税額にかかわらず「6月以降の給与から該当金額に達するまで減税を続ける」という形で給与の支払いに伴って行われるため、給与計算をする際の対応が非常に重要となります。



▶ 定額減税の対象者

以下の3つに当てはまる方が定額減税の対象になります。

- ① 日本国内に居住している
- ② 合計所得金額が**1,805万円以下**である
(給与所得のみの場合は**2,000万円以下**)
- ③ **基準日在籍者※**である



基準日在籍者とは

令和6年6月1日現在、給与支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の「**甲欄**」が適用される居住者のこと。

▶ 定額減税の減税額

所得税	本人	3万円
	同一生計配偶者	3万円
	扶養親族	3万円/人
個人住民税 (所得割)	本人	1万円
	控除対象配偶者	1万円
	扶養親族	1万円/人
	控除対象配偶者を除く 同一生計配偶者	1万円 ※令和7年分から控除

※ 「同一生計配偶者」 = 納税義務者と生計を一、かつ、合計所得金額48万円以下

※ 「控除対象配偶者」 = 同一生計配偶者のうち、納税者の前年の合計所得金額が1,000万円以下

▶ 給与計算時の減額方法

実務においては、以下の2つの対応が求められます。

月次減税事務…2024年6月1日以後の毎月の給与及び賞与から定額減税額を控除

年調減税事務…年末調整の際に定額減税額を精算

▶ 具体的な進め方

月次減税事務	年調減税事務
<ol style="list-style-type: none">1. 控除対象者の確認2. 各人別控除事績簿の作成3. 月次減税額の計算4. 給与等支払時の控除5. 給与支払明細書への控除額の表示6. 納付書の記載・納付	<ol style="list-style-type: none">1. 対象者の確認2. 年調減税額の計算3. 年調減税額の控除

▶ 押さえておきたいポイント

● 控除しきれない場合は源泉徴収税額から順次控除する

2024年6月1日以後、最初に支払う給与等に対する源泉徴収税額が減税額を上回る場合は、差額を源泉徴収して月次減税事務は終了です。

しかし6月1日以後最初の給与等の支払時に、源泉徴収税額よりも減税額が上回る場合は、減税額の一部を控除しきれません。2回目以降の給与等の支払時に残額を控除し、控除しきれない金額がなくなるまで、以後支払う2024年分の給与や賞与にかかる税額から順次控除します。控除しきれない間は、実際に源泉徴収する税額はないため源泉徴収税額は0円です。

● 従業員の扶養親族の人数が変わったら年末調整で精算する

月次減税事務実施後に、従業員の扶養親族の人数が変わった場合は年末調整で精算します。



当事務所へ給与計算のご依頼いただいている方へ

この6月からの実施に向け、順次対応を進めさせていただいております。必要情報の収集など、お力添えのほどよろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、担当までお問合せください。

お問い合わせ先

あい社会保険労務士法人

〒706-0024
玉野市御崎2-3-13

TEL

0863-81-5634

FAX

0863-33-3896

営業時間

9:00 - 17:00